

開発許可及び盛土規制法に関する許可 の許可不要協議について

市では、確認申請の審査を円滑に進めるため、許可不要協議について、以下の図面の提出を頂ければ、許可要否の判断をさせていただきます。

- ・案内図（付近見取図）
- ・敷地求積図
- ・現況図
- ・造成計画平面図（30 cm以上の切土・盛土している箇所を着色していただき、造成面積を表示してください。）
- ・造成計画断面図（X方向、Y方向一箇所ずつ以上作成ください。）

【開発許可の取扱い】

市街化区域内において、公共施設の設置がなく、30 cm以上の切土又は盛土をする土地の面積（以下、「造成面積」という。）の合計が500 m²未満であるものは許可不要として取り扱います※。

※1 令和7年5月9日より、開発許可の取扱いに限り、造成面積に含めない花壇・築山等の修景施設の取り扱いを追加しましたので、当該取り扱いに関する「お知らせ」をご確認下さい。

※2 計画建物下部の面積算入等、ご不明な点は担当者まで問い合わせください。

【盛土規制法に関する許可の取扱い】

以下のいずれにも該当しない造成行為は許可不要として取り扱います。

＜土地の形質の変更＞

- ① 盛土で高さが1 m超の崖を生ずるもの
- ② 切土で高さが2 m超の崖を生ずるもの
- ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2 m超の崖を生ずるもの
- ④ 盛土で高低差が2 m超の崖を生じないもの
- ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500 m²超となるもの

＜一時的な土石の堆積＞

- ⑥ 最大時に堆積高さが2 m超かつ面積が300 m²超となるもの
- ⑦ 最大時に堆積する面積が500 m²超となるもの

※ 盛土規制法に関する取り扱いは、愛知県 都市計画課 盛土対策室のHP「盛土規制法に係る許可申請等の手引」及び「盛土規制法に係る設計指針」をご参照ください。

問い合わせ先
東海市 建築住宅課
開発指導グループ
TEL：052-613-7814
E-mail:kenchiku@city.tokai.lg.jp